

概要版

中央市
高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
中央市

1 計画の概要



(1) 計画の趣旨

本市では、令和3（2021）年3月に「中央市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が住んでいて良かったと実感できる中央市 ～安心してすこやかに暮らせる～」を基本理念に、「健康づくり・生きがいくりの推進」、「福祉・介護サービスの充実」、「ささえあう地域づくりの推進」の3つを基本目標に様々な施策・事業を展開してきました。

本市も全国と同様に、人口減少及び高齢化が進行しています。また、ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定者が増加するなど、以前より支援を必要とする高齢者が増えています。

こういった状況を踏まえ、高齢者を対象としたアンケート調査の実施をはじめ、幅広い人から意見や提言を聞くための懇話会の設置、第8期計画の点検・評価に取り組み、本市の実情に応じた新たな「中央市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

(2) 計画の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」で、今後3年間の高齢者施策全般を定めるものです。

(3) 計画の位置づけ

関連計画との関係

本計画は、「第2次中央市長期総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本目標を推進する計画です。また、福祉の上位計画として位置づけられる「中央市地域福祉計画」をはじめ、「中央市障がい者計画」、「中央市健康増進計画」、さらに、山梨県の「健康長寿やまなしプラン」との整合性を図ります。

計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画です。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------|---------------------------|-------|--|-------|-------|--------------------------------------|---------|--------|
| 第2次中央市長期総合計画【基本構想】（平成30年度～令和9年度） | | | | | | | 第3次（予定） | |
| 第2次 | 中央市第3次地域福祉計画（令和4年度～令和8年度） | | | | | 中央市第4次地域福祉計画（予定） | | |
| 中央市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 | | | 中央市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 （令和6年度～令和8年度） | | | 中央市高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画 （予定） | | |

(4) 計画の策定体制

計画策定懇話会

計画の策定にあたっては、地区の代表者、被保険者の代表者、市議会の代表者、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「中央市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇話会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れました。

アンケート調査の実施

計画策定の参考資料とするため、市内在住の一般高齢者、要支援認定者、要介護認定者を対象としたアンケートを実施しました。

市民意見の募集

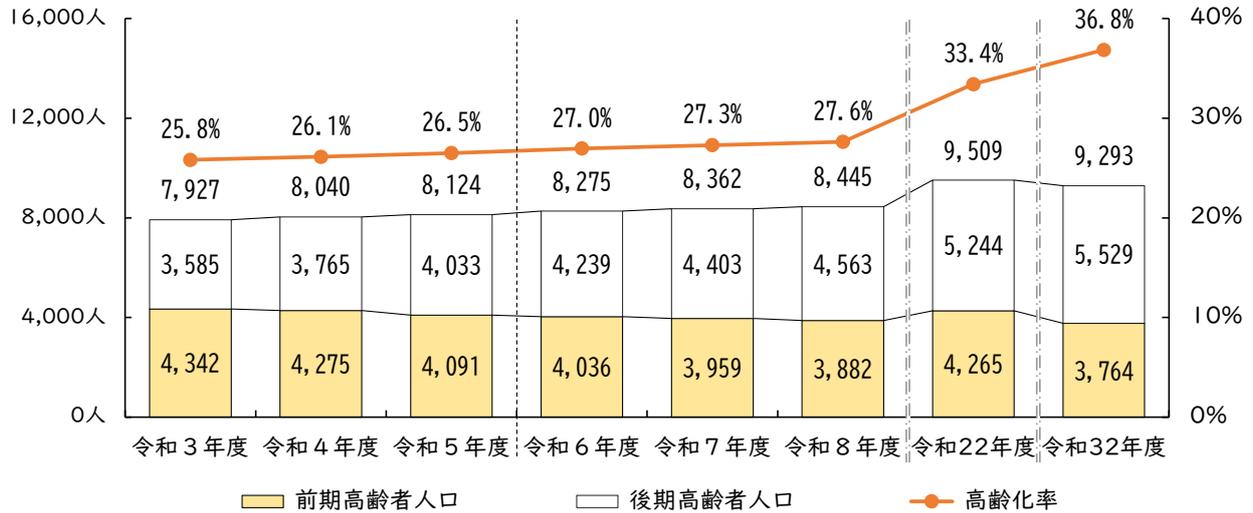
パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見や提言を求めました。

2 将来推計

(1) 高齢者の状況及び推計

中央市の高齢者人口（65歳以上人口）は緩やかな増加傾向にあり、高齢化率は令和5年9月30日現在26.5%となっています。

本市の高齢者人口は、令和5（2023）年度の8,124人が、令和8（2026）年度には8,445人へと321人増加すると推計されます。



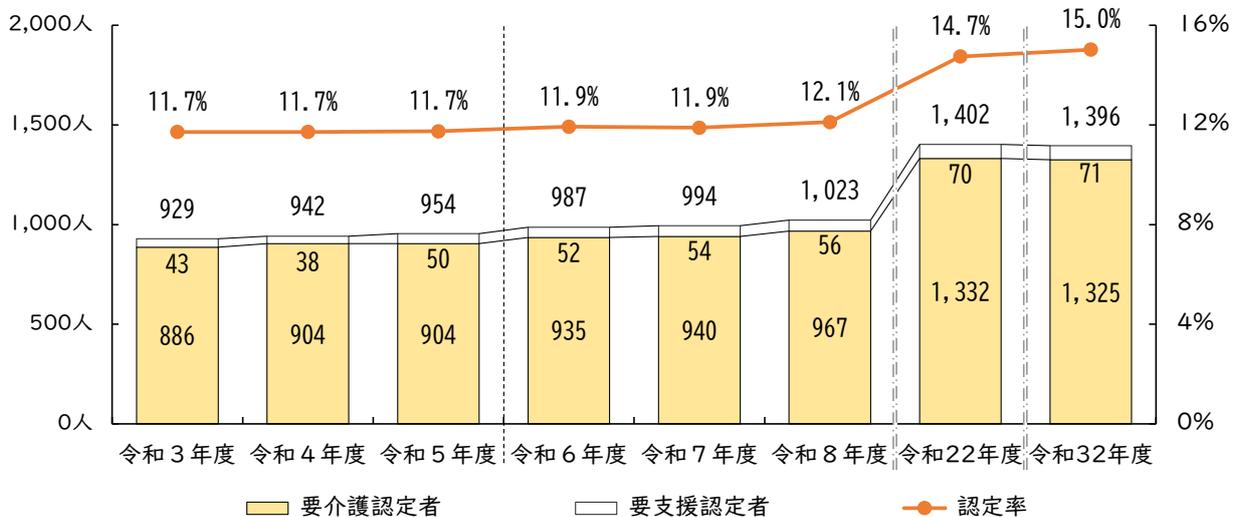
※令和3年度～令和5年度の実績値は、9月30日現在の住民基本台帳より。



(2) 要支援・要介護認定者数の状況及び推計

要支援・要介護認定者数は、令和5（2023）年度で954人となっており、令和3（2021）年度の929人と比較すると、25人増加しています。

要支援・要介護認定者数は、令和8（2026）年度には1,023人と推計され、認定率は12.1%となっています。



※令和3年度～令和5年度の実績は、9月30日現在の認定者数。

3 施策の体系

基本
理念

高齢者が住んでいて良かったと実感できる中央市
～ 地域包括支援システムの深化・推進による地域共生社会の実現 ～

基本
目標 1

生き生きと元気に暮らせるまち
～介護予防の推進と社会参加の促進～

施策1 介護予防の推進

①通いの場の充実

②総合事業の実施
(基本チェックリスト対象者)



③介護予防普及啓発事業の実施

④地域リハビリテーション活動支援事業の実施

⑤介護予防の一体化

■ 集いの場の充実

- 自立支援ホームヘルプサービス（訪問型サービスA）
- ほっと。スマイルサービス（訪問型サービスB）
- 在宅相談サービス（訪問型サービスC）
- コミュニティサロン（通所型サービスA）
- コミュニティスペース（通所型サービスB）
- げんき体操会
- 現行の訪問・通所介護相当サービス

- ふれあいサロン中央
- 健康まなびや
- 脳若返り教室
- ふれあい健康塾
- さくら会
- いきいき 100 歳体操
- eスポーツ



■ 転ばぬ先のアドバイス事業

■ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

施策2 社会参加・生きがいつくりの支援

①高齢期の運動・スポーツ活動の啓発

②ことぶきクラブの活発化に向けた支援

③ことぶきマスターの充実に向けた支援

④高齢者ボランティアの育成と活動支援

⑤関係機関との連携

■ スポーツ大会等参加に向けた支援の充実

- ことぶきクラブ活動支援の充実
- 生涯学習活動の充実

■ 指導者の育成・確保

- ボランティア制度の周知
- 健康体操サポーター養成講座
- 介護予防ボランティア(ポイント)

■ 関係各課等の連携の充実

基本
目標 2

地域ぐるみでささえあい安心して暮らせるまち
～ささえあう地域づくりの推進～

施策1 住み慣れた地域での暮らしやすさを支える体制の整備

①地域ケア会議の充実・連携

②地域包括支援センターの相談支援の強化

③高齢者の権利擁護事業

④高齢者虐待の防止

⑤生活支援体制整備事業



■ 個別ケア会議の開催

■ 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の構築

■ 高齢者の権利擁護の促進

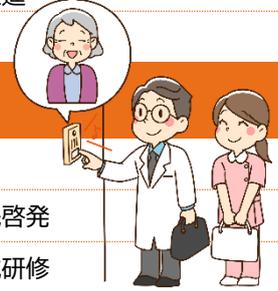
■ 高齢者虐待の防止

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動の活性化
- 「協議体」の充実

| | |
|--|--|
| <p>⑥高齢福祉サービス事業</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ■ 見守り通報サービス事業ふれあいペンダント ■ 敬老祝金支援事業 ■ 金婚等祝事業 ■ 布団乾燥及び理美容サービス事業 ■ 日常生活用具給付（貸与）事業 ■ 救急医療情報キット配布事業 ■ 家族介護用品支給事業 ■ 介護者支援事業（介護者のつどい） ■ 安心・安全な地域づくりの推進 |
| <p>⑦措置事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 措置事業 |

施策2 在宅医療・介護連携の推進

| | |
|---------------------------|---|
| <p>①医療と介護の連携体制の整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅医療・介護の連携強化 |
| <p>②地域の医療・福祉資源の把握及び活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅医療と介護に関する市民啓発 |
| <p>③多職種連携研修会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療・介護従事者の人材育成研修 |
| <p>④地域住民へACPの周知啓発</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ ACPの周知啓発（想いのマップの普及啓発） |



施策3 認知症施策の推進

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>①認知症に対する理解の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 正しい知識・理解の普及 |
| <p>②認知症の早期発見・早期対応等のための体制の整備(初期集中)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症初期集中支援チーム ■ 認知症地域支援推進員事業 ■ 認知症ケアパスの活用 |
| <p>③認知症の人の権利擁護の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 権利擁護事業 |
| <p>④認知症サポーターの拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症サポーター養成講座 ■ チームオレンジコーディネーターの配置 ■ 認知症とともに生きる施策の推進（チームオレンジ） |
| <p>⑤行方不明高齢者等の早期発見・保護に向けた地域連携の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での見守り・捜索支援 |
| <p>⑥認知症カフェの充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症カフェの充実 |



基本目標 3

安心して介護が受けられるまち ～介護サービス体制の充実・円滑な運営～

施策1 介護サービス提供体制の充実と質の向上

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>①介護人材の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 人材の確保、資質の向上 |
| <p>②介護サービス事業者への指導・監督</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業者への指導・監督 |
| <p>③災害・感染症予防に対する啓発</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害や感染症対策に係る体制の整備 |
| <p>④介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ リスクマネジメントの推進 |
| <p>⑤相談窓口の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 相談窓口の充実 |



施策2 介護保険の円滑な運営

| | |
|--------------------------|--|
| <p>①介護認定の適正化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護認定の適正化 |
| <p>②適切なケアプランの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ ケアプランチェック |
| <p>③医療情報との突合・縦覧点検の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 縦覧点検・医療情報の突合 |
| <p>④介護保険制度の普及啓発</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険制度の普及啓発 ■ 介護保険サービスに関する情報提供の推進 ■ 相談・受付体制 ■ 要介護・要支援認定の適正な実施 |

介護給付適正化計画

4 介護保険サービスの見込み

(1) 居宅サービス

| | サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|--|-----------|-------|-------|-------|
| 介護給付 | 訪問介護 | 利用量(回/月) | 1,708 | 1,746 | 1,883 |
| | 訪問介護員が家庭を訪問し、入浴、食事等の身体介護や家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。 | | | | |
| | 訪問入浴介護 | 利用量(回/月) | 68 | 68 | 72 |
| | 看護職員、介護職員が、入浴設備を備えた車で寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行います。 | | | | |
| | 訪問看護 | 利用量(回/月) | 454 | 461 | 486 |
| | 家庭に訪問看護ステーションの看護師等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行います。 | | | | |
| | 訪問リハビリテーション | 利用量(回/月) | 494 | 495 | 521 |
| | 理学療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復等を図るために理学療法、作業療法等を行います。 | | | | |
| | 居宅療養管理指導 | 利用者数(人/月) | 77 | 76 | 81 |
| | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 | | | | |
| | 通所介護 | 利用量(回/月) | 2,582 | 2,651 | 2,800 |
| | 介護施設等に通い、入浴、食事等の日常生活上の介護を受けます。 | | | | |
| | 通所リハビリテーション | 利用量(回/月) | 1,026 | 1,026 | 1,055 |
| | 介護老人保健施設等に通い、心身機能の維持・回復等のため、理学療法、作業療法等を受けます。 | | | | |
| | 短期入所生活介護 | 利用量(日/月) | 1,116 | 1,124 | 1,144 |
| | 特別養護老人ホーム等の短期入所ができる施設に短期間入所し、入浴、食事の介護等を受けます。 | | | | |
| | 短期入所療養介護 | 利用量(日/月) | 41 | 41 | 55 |
| | 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練等を受けます。 | | | | |
| | 特定施設入居者生活介護 | 利用者数(人/月) | 10 | 10 | 10 |
| | 有料老人ホーム等に入所している要介護認定者等に、入浴、食事の介護等を行います。 | | | | |
| | 福祉用具貸与 | 利用者数(人/月) | 335 | 332 | 351 |
| 日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。 | | | | | |
| 特定福祉用具購入費 | 利用者数(人/月) | 5 | 5 | 5 | |
| 特定福祉用具を利用者が購入した際に、その費用の9割(所得に応じて8~7割)相当額を支給します。 | | | | | |
| 住宅改修費 | 利用者数(人/月) | 2 | 2 | 2 | |
| 住宅改修に対して、原則20万円を上限として、その費用の9割(所得に応じて8~7割)相当額を支給します。 | | | | | |
| 居宅介護支援 | 利用者数(人/月) | 532 | 531 | 556 | |
| 在宅で介護を受ける方の心身の状況等を踏まえ、ケアマネジャーがケアプランの作成等を行います。 | | | | | |
| 予防給付 | 介護予防訪問入浴介護 | 利用量(回/月) | 0 | 0 | 0 |
| | 看護職員、介護職員が、入浴設備を備えた車で寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行います。 | | | | |
| | 介護予防訪問看護 | 利用量(回/月) | 18 | 18 | 22 |
| | 家庭に訪問看護ステーションの看護師等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行います。 | | | | |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 利用量(回/月) | 7 | 7 | 7 |
| | 理学療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復等を図るために理学療法、作業療法等を行います。 | | | | |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 利用者数(人/月) | 5 | 5 | 5 |
| | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 | | | | |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 利用者数(人/月) | 3 | 3 | 3 |
| | 介護老人保健施設等に通い、心身機能の維持・回復等のため、理学療法、作業療法等を受けます。 | | | | |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 利用量(日/月) | 8 | 8 | 8 |
| | 特別養護老人ホーム等の短期入所ができる施設に短期間入所し、入浴、食事の介護等を受けます。 | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 | 利用量(日/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練等を受けます。 | | | | | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 利用者数(人/月) | 1 | 1 | 1 | |
| 有料老人ホーム等に入所している要支援認定者等に、入浴、食事の介護等を行います。 | | | | | |

| | サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|-----------|-------|-------|-------|
| 予防給付 | 介護予防福祉用具貸与 | 利用者数（人／月） | 24 | 26 | 28 |
| | 日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。 | | | | |
| | 特定介護予防福祉用具購入費 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |
| | 特定介護予防福祉用具を利用者が購入した際に、その費用の9割（所得に応じて8～7割）相当額を支給します。 | | | | |
| | 介護予防住宅改修費 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |
| | 住宅改修に対して、原則20万円を上限として、その費用の9割（所得に応じて8～7割）相当額を支給します。 | | | | |
| | 介護予防支援 | 利用者数（人／月） | 29 | 30 | 32 |
| 地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。 | | | | | |

(2) 施設サービス

| | サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|--|-----------|-----------|-------|-------|
| 介護給付 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 利用者数（人／月） | 106 | 106 | 106 |
| | 常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方が入所し、入浴、食事等の介護を受けます。 | | | | |
| | 介護老人保健施設（老人保健施設） | 利用者数（人／月） | 82 | 82 | 82 |
| | 自宅に戻るためにリハビリ等が必要な要介護状態の方が、医学的管理の下で看護、機能訓練等を受けます。 | | | | |
| | 介護医療院 | 利用者数（人／月） | 1 | 1 | 1 |
| | 要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。 | | | | |
| | 介護療養型医療施設 | 利用者数（人／月） | 令和6年4月～廃止 | | |
| 急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方が入所し、介護や機能訓練等の必要な医療・介護を受けます。 | | | | | |

(3) 地域密着型サービス

| | サービス名 | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|--|-----------|-------|-------|-------|
| 介護給付 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 要介護認定者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により家庭を訪問し、入浴、食事の介護等を行います。 | | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 24時間安心して在宅生活を送るため、巡回訪問や随時対応により、要介護3以上の方のケアを行います。 | | | | |
| | 地域密着型通所介護 | 利用量（回／月） | 911 | 918 | 946 |
| | 利用定員18人以下の小規模の介護施設等に通り、日帰りで入浴、食事等の支援等を受けます。 | | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | 利用量（回／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 認知症専用のデイサービスセンター等で、認知機能が低下した要介護認定者に入浴、食事の介護等を行います。 | | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 利用者数（人／月） | 2 | 2 | 2 |
| | 要介護認定者の状態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。 | | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 利用者数（人／月） | 18 | 27 | 27 |
| | 認知症の状態にある要介護認定者が家庭的な雰囲気の中で入浴、食事等の支援や機能訓練を受けます。 | | | | |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 入居者が要介護認定者とその配偶者に限定されている有料老人ホームに入所している方にケアを行います。 | | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 利用者数（人／月） | 91 | 91 | 91 |
| 定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護認定者に対し、ケアを行います。 | | | | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | |
| 訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を一体的に提供して、効果的かつ効率的なサービスを行います。 | | | | | |
| 予防給付 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 利用量（回／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 認知症専用のデイサービスセンター等で、認知機能が低下した要支援認定者に入浴、食事の介護等を行います。 | | | | |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 |
| | 要支援認定者の状態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。 | | | | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 利用者数（人／月） | 0 | 0 | 0 | |
| 認知症の状態にある要支援認定者が家庭的な雰囲気の中で入浴、食事等の支援や機能訓練を受けます。 | | | | | |

5 第1号被保険者の保険料の推計



(1) 保険料収納必要額の算定

算出された保険料収納必要額（1,689,240,701円）に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を99.10%と見込み、所得段階別加入割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第9期計画（令和6年度～令和8年度）においては、第1号被保険者、要支援・要介護認定者、給付費ともに増加していきませんが、準備基金を1億5,777万円取り崩すことで、保険料自体の上昇は抑制され、保険料基準月額は第8期と同額の5,500円になります。

| | | | | | | | | |
|----------------|---|--------------|---|---------------------------------|---|-------------|---|-------------|
| 保険料収納 必要額 | ÷ | 予定保険料 収納率 | ÷ | 所得段階別加入割合 補正後被保険者数 (3年間分) | ÷ | 保険料 基準年額 | ⇒ | 保険料 基準月額 |
| 1,689,240,701円 | | 99.10% | | 25,827人 | | 66,000円 | | 5,500円 |

(2) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

| 所得段階 | 対象となる方 | 保 険 料 | | | |
|--------------|--|---------------------|---------|----------|----------|
| | | 保険料率 | 月額 | 年額 | |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人 (軽減後) | 0.455 | 2,509円 | 30,100円 | |
| | | 0.285 | 1,575円 | 18,900円 | |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人 (軽減後) | 0.685 | 3,775円 | 45,300円 | |
| | | 0.485 | 2,675円 | 32,100円 | |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人 (軽減後) | 0.690 | 3,800円 | 45,600円 | |
| | | 0.685 | 3,775円 | 45,300円 | |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人 | 0.900 | 4,950円 | 59,400円 | |
| 第5段階 (基準) | 本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人 | 1.000 | 5,500円 | 66,000円 | |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 | 1.200 | 6,600円 | 79,200円 | |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が | 120万円以上 210万円未満の人 | 1.300 | 7,150円 | 85,800円 |
| 第8段階 | | 210万円以上 320万円未満の人 | 1.550 | 8,525円 | 102,300円 |
| 第9段階 | | 320万円以上 420万円未満の人 | 1.600 | 8,800円 | 105,600円 |
| 第10段階 | | 420万円以上 520万円未満の人 | 1.800 | 9,900円 | 118,800円 |
| 第11段階 | | 520万円以上 620万円未満の人 | 1.830 | 10,067円 | 120,800円 |
| 第12段階 | | 620万円以上 720万円未満の人 | 1.850 | 10,175円 | 122,100円 |
| 第13段階 | | 720万円以上 820万円未満の人 | 1.900 | 10,450円 | 125,400円 |
| 第14段階 | | 820万円以上 1,000万円未満の人 | 2.000 | 11,000円 | 132,000円 |
| 第15段階 | 1,000万円以上の人 | 2.100 | 11,550円 | 138,600円 | |

※第1段階から第3段階まで公費による負担軽減を実施する見込みであり、実施後は軽減後の保険料率及び保険料額となります。

中央市 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

発行：令和6年3月 編集：山梨県中央市 長寿推進課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301-1

T E L : 055-274-8556 F A X : 055-274-1125